



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社コスモスイニシア  
代表者名 代表取締役社長 高木 嘉幸  
(コード番号 8844 JASDAQ)  
問合せ先 執行役員  
経営管理本部 副本部長 岡村 さゆり  
(TEL. 03-5444-3210)

## 「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による改正後の会社法に基づき、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改定について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすため、グループ行動憲章を策定し、当社並びに当社グループにおける全役職員に周知徹底させる。
- (2) 管理部門にコンプライアンス担当部署を設置し、企業活動の健全性を確保する。
- (3) コンプライアンスBOX(コンプライアンス相談窓口)を設置し、当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、当社グループの職員が取締役会又は取締役会の指名する者へ直接情報提供を行う手段を設ける。
- (4) 内部監査部門は、監査計画を策定し内部監査を実施する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、管理及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 投資予算管理、投資ルール管理、不動産の事業化リスクの把握及びリスク解消の追跡等を行う部署を設置し、事業部門から独立してリスクの管理を行う。
- (2) 各部門は、それぞれの業務についてガイドラインやマニュアルの策定等を行い、担当業務に関するリスクの管理を行う。特に事業部門においては、統括する部署を設置し、事業活動に関するリスクの管理を行う。
- (3) 反社会的勢力には、企業として毅然とした態度で立ち向かう。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画等の全社的な目標を定め、当社及び当社グループとして達成すべき目標を明確にする。
- (2) 意思決定プロセスの簡素化等及び取締役の担当職域や職務権限の明確化等により意思決定の効率化を図る。
- (3) 重要な事項については経営会議等を設置し、十分に協議を行った後に意思決定を行う。

## 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・グループ行動憲章を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ・関係会社管理規程を定め、当社グループにおける業務の適正を確保する。
  - ・コンプライアンスBOX（コンプライアンス相談窓口）を設置し、当社グループの役職員が適切に情報提供を行う手段を設ける。
  - ・当社グループにおけるコンプライアンス体制について、内部監査を実施する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
グループリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体でリスクの把握、管理に努める。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・中期経営計画等を定め、達成すべき目標を明確にする。
  - ・関係会社管理規程に基づき、子会社等の経営管理を行う。
- (4) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
業務の執行状況及び重要な事項について報告を求めると共に、内部監査等によるモニタリングを行う。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社及び当社グループにおける財務報告の信頼性の確保に向け、「財務報告に係る基本方針」を定め、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応する。

## 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人として監査役スタッフを選任する。

## 7. 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人（監査役スタッフ）の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

## 8. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
  - ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
  - ・法務担当部署は、係属中の訴訟等の一定の事項が記載された報告書を監査役へ提出する。
- (2) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
当社グループの内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

## 9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告した者は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないものとする。

## 10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査に必要な費用を予め予算として計上する。
- ・社内規程において、監査費用の前払い又は償還の手続、その他の費用の処理に関する手続を定める。

## 11. その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と内部監査部門とは緊密な連携を保ち、相互の情報交換を実施する。

以上